



令和5年度低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金の支給について

町では、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯を対象に、生活支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

1 ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

- ▶受給者／児童手当もしくは特別児童扶養手当の支給を受けている方、または対象児童の養育者で、次の①、②のいずれかに該当する方
 - ①令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を受給された方(申請は不要、支給済み)
 - ②食費等の物価高騰の影響を受けて、令和5年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方および令和5年度住民税非課税の方(申請が必要です)

2 ひとり親世帯分

- ▶受給者／対象児童を養育する父母等で、次の③～⑤のいずれかに該当する方
 - ③令和5年3月分の児童扶養手当が支給された方(申請は不要、支給済み)
 - ④公的年金等を受給されている方で、令和5年3月分の児童扶養手当が支給されていない方(申請は不要、支給済み)
 - ⑤食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、児童扶養手当が支給されている方と同じ水準の収入となった方(申請が必要です)

共通

- ▶対象児童／①③④ 平成16年4月2日から(障害児の場合は平成14年5月2日から)令和5年2月28日までの間に出生した児童
②⑤ 平成17年4月2日から(障害児の場合は平成15年4月2日から)令和6年2月29日までの間に出生した児童
- ▶給付額／児童1人当たり **5**万円
- ▶申請期限／令和6年2月29日(木)
- ▶支給日／振込日は支給決定後、通知します。
 - ①と②を重複して受給することはできません。令和5年4月1日以降、子の出生や離婚など、世帯の異動がある方は、子育て支援課へご相談ください。
- ※申請書類は、子育て支援課に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます。
- ※申請者は児童の養育者のうち、申請時点で児童の主たる生計維持者の方となります。

☎ 子育て支援課 (☎581・2121内線203・204)



6月23日～29日は 男女共同参画週間です！



国では、毎年6月23日から29日を「男女共同参画週間」としています。『男女共同参画社会基本法』の目的や基本理念について理解を深めることを目指し、さまざまな取り組みが全国各地で行われます。今年度はユース世代(15歳～20歳)を対象に「男女共同参画社会の実現と女性活躍の推進に向けた、日本国内、国際社会へのメッセージ」の募集が行われ、次の作品が最優秀作品に選ばれました。

男女共同参画週間キャッチフレーズ

無くそう思い込み、守ろう個性

みんなでつくる、みんなの未来。

男女共同参画パネル・ポスター展示

町では、男女共同参画週間に合わせ「多様な性 知っていますか？」と「考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方」の2つのテーマで、男女共同参画パネル・ポスターを展示します。

テーマ 多様な性 知っていますか？

▶日程／6月13日(火)～19日(月) ※土・日曜日を除く

テーマ 考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方

▶日程／6月21日(水)～27日(火) ※土・日曜日を除く

▶場所／役場1階ロビー

☎ 人権推進課 (☎581・2121内線252)

お知らせ

児童手当のお知らせ

令和5年度児童手当

- ▶支給日
6月9日(金)、10月10日(火)、令和6年2月9日(金)
- ▶支給月額

年齢要件など		支給月額
3歳未満	一律	15,000円
3歳～小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	一律	10,000円
所得制限を超える対象者(特例給付)	一律	5,000円
所得上限を超える対象者	一律	支給なし

※児童の数え方は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

▶現況届について

町で、毎年6月1日の状況を確認することができない受給者については、現況届の提出が必要です。対象者の方には6月上旬ごろに通知を送付しますので、提出をお願いします。

※詳細は、町公式ホームページをご覧ください。子育て支援課へお問い合わせください。

☎ 子育て支援課 (☎581・2121内線203・204)

お知らせ

ご活用ください！ 赤ちゃんの駅設置補助制度



赤ちゃんの駅は、誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称です。町では、小さなお子さん連れの方が安心して外出できる環境づくりを推進するため、おむつ替えや授乳のための備品を整備・増設する事業者等を対象に、費用を補助しています。

- ▶対象／おむつ替えや授乳ができるスペースと設備等を、無償で提供できる施設の所有者等
- ▶補助対象費用／おむつ交換台、授乳用いす、調乳用給湯機器、カーテン・パーテーション類、ダストボックスの購入費用と関連工事費用
- ▶補助金額／上記費用の全額 ※上限額10万円
- ▶手続き／備品を整備する前に、申請書を子育て支援課へ提出してください。申請書は、町公式ホームページから取得できます。
- ▶その他／整備した内容は、県や町公式ホームページに掲載します。

☎ 子育て支援課 (☎581・2121内線204)

お知らせ

町民税・県民税(住民税)のお知らせ

令和5年度の町民税・県民税は令和5年1月1日に寄居町在住の方が対象となり、令和4年中の所得に課税されます。6月9日(金)に町民税・県民税の納税通知書を発送しますので、納期限内の納付をお願いします。

町民税・県民税の納税方法

- ▶普通徴収
納付書や口座振替により、6月、8月、10月、12月の年4回の納期で納める方法です。納付書が同封されている方は金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください(キャッシュレス決済でも納付できます)。口座振替の方は口座の残高確認をお願いします。
- ▶給与からの特別徴収
給与支払者が、納税義務者の毎月の給与から特別徴収税額を差し引き、6月から翌年5月までの12回で納税義務者に代わって納める方法です。
- ▶公的年金からの特別徴収
公的年金の年金保険者が、納税義務者の年金から公的年金所得に係る特別徴収税額を差し引き、4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の年6回で納税義務者に代わって納める方法です。

☎ 税務課 (☎581・2121内線154～156)

お知らせ

祝長寿 敬老祝金を給付します！

町では、長寿を祝福するため、9月下旬に敬老祝金を給付します。

給付対象者	給付額
満77歳の方 (昭和20年9月3日～昭和21年9月2日生)	10,000円
満88歳の方 (昭和9年9月3日～昭和10年9月2日生)	20,000円
満99歳以上の方 (大正13年9月2日以前に生まれた方)	30,000円

※令和5年9月1日時点で、引き続き1年以上寄居町に住所を有していることが給付の要件となります。

振込口座について

- ▶新たに対象となる方
6月下旬に口座振込依頼書を郵送しますので、手続きをお願いします。
 - ▶過去に敬老祝金の給付を受けたことがある方
過去に給付を受けたときと同じ口座へ振り込みます。振り込み先を変更する場合は、口座振込依頼書の再提出が必要となりますのでお問い合わせください。
- ※口座振込依頼書の提出が遅れた場合や、内容に不備があった場合は、振り込み時期が遅くなる場合があります。

☎ 福祉課 (☎581・2121内線123・124)